

第2期中期目標期間

公立大学法人滋賀県立大学の業務の実績に関する評価結果

平成30年8月

滋賀県公立大学法人評価委員会

1 評価の基本方針

1 評価の趣旨

地方独立行政法人法に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）は、中期目標・中期計画に沿って適正かつ効率的な法人運営に努め、滋賀県公立大学法人評価委員会（以下「本委員会」という。）は、業務運営の実績等について厳正に評価を行う。

2 評価の基本的な考え方

- (1) 評価は、中期目標・中期計画の達成状況を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に行い、効果的な取組や改善すべき点等を明らかにするなど法人の業務運営等の質的な向上に向けた継続的な取組に資するものとする。
- (2) 評価は、中期目標・中期計画の見直しや次期中期目標・中期計画の検討に資するものとする。

3 評価の方法

- (1) 評価は、法人の自己評価に基づいて行うことを基本とする。
- (2) 評価は、「全体評価」と「項目別評価」により行う。
 - ① 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえ、中期目標・中期計画の達成状況全体について総合的な評価を行う。
 - ② 「項目別評価」は、中期計画に定めた事項ごとに法人が自己評価・自己点検を行い、これをもとに本委員会において検証・評価または達成状況の確認を行う。

具体的には、次の2つの項目について、評価を行う。

 - ・大学の教育研究等の質向上
 - ・大学経営の改善なお、「項目別評価」のうち、「大学の教育研究等の質向上」に関する項目については、地方独立行政法人法第79条の規定に基づき、認証評価機関の評価を踏まえて評価する。

2 全体評価

1 評価結果

平成18年度に公立大学法人となった滋賀県立大学（以下「県立大学」という。）は、第1期中期目標期間の6年間（平成18年度～平成23年度）において、「人が育つ大学」、「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する大学」、「進化する総合大学」を念頭に業務の遂行にあたり、学科再編等や地域活動に関する教育の充実、国際化への対応など、今後のさらなる発展に向けた基礎を築いた。本委員会においても、「全体として中期目標は達成された」との評価を行ったところである。

第2期中期目標期間（平成24年度～平成29年度）においても、第1期の実績を踏まえ、「選ばれる大学」、「満足度が高い大学」、「誇れる大学」を目指し、先進の知識・情報・技術とともに実践的な教育で培った柔軟な思考力と豊かな創造力を備え、自らの力で未来を拓いていく「知と実践力」を備えた人材の育成を図るべく、第2期中期計画を策定し、その達成に向けて取り組んできた。

平成24年度の国際コミュニケーション学科の開設を契機に、事務局体制の強化、新たな学生相互派遣協定の締結、留学助成金等による経済的支援制度や短期プログラムの開発等を行い、年間100名を超える学生が海外留学・研修等に出ていくようになっている。

また、平成25年度には文部科学省の地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）に、平成27年度には同省の地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）に採択され、地域を志向した教育プログラム改革や地域との連携強化に取り組んできた。体系的なプログラムにより地域課題を解決するために必要な能力を身につけた人材を育成していること、学生の主体的かつ継続的な地域貢献活動を通じて多岐にわたる分野において地域へ貢献していることは、公益財団法人大学基準協会による認証評価においても、長所として特記すべき事項として高い評価を得たところである。

大学経営においては、男女共同参画の推進に取り組んだほか、支援制度の充実などにより第1期の約21%増となる外部競争的資金を獲得したこと、法人財産

の有効活用により新たな学生支援制度を設けるなど、積極的な運営を行った。

以上、県立大学が着実に取り組んできた結果、中期計画54項目中12項目で、「中期計画を上回って達成している」、残りの42項目についても「中期計画を概ね順調に達成している」と認められ、全体として中期目標・中期計画は達成されたといえる。

第3期中期目標期間（平成30年度～平成35年度）においても、地域人材の育成という開学以来変わることのないミッションを果たすべく、その存在意義を増し、広く県民に支持される大学、誇れる大学となることを望む。

	S 特筆すべき 達成状況	A 良好	B 概ね良好	C やや 遅れている	D 重大な 改善事項 あり
I 大学の教育研究 等の質向上		○			
II 大学経営の改善		○			

【評価の判断基準】

- S：「特筆すべき達成状況にある」（評価委員会が特に認める場合）
 - A：「達成状況が良好である」（すべてIVまたはIII）
 - B：「達成状況が概ね良好である」（IVおよびIIIの割合が9割以上）
 - C：「やや遅れている」（IVおよびIIIの割合が9割未満）
 - D：「重大な改善事項がある」（評価委員会が特に認める場合）
- ※ 上記の判断基準は、中期計画の達成状況を示す際の目安であり、大学を取り巻く諸事情を勘案し、総合的に判断するものとする。

2 特筆すべき事項、今後の取組を期待する事項等

(1) 特筆すべき事項

○特色ある教育の推進

- ・地域基礎科目、「近江楽士（地域学）副専攻」、「近江環人地域再生学座」といった体系的なプログラムにより、県立大学の特色である地域教育に取り組んだ。また、その中では、アクティブラーニングなど多様な授業形態の採用、それに対応した講義室の整備などにより、学生の能動的な学びが促進された。入学者の受入れ、教育課程の編成・実施、学位授与に係る3つの方針を始めとする方針や基準を明確に示すことで、教育の質保証とともに、学生が先の見通しを持って学修することができるようになった。

○学生支援の強化

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）により、大学においては合理的配慮の提供が義務付けられたことなどから、「障がい学生支援室」や障害学生等教育サポーター制度を設けるなど、障害等様々な困難を抱える学生への支援の体制が整備された。また、経済的に困窮する学生への社会的な関心の高まりなども受け、独自の奨学金制度の創設、授業料減免基準の見直しなどが行われた。

○研究者の育成・支援

- ・科学研究費不採択者への支援事業において、若手研究者（39歳以下）を優先的に採択するなど、若手研究者への支援を重点化し、育成に努めた。科学研究費申請書の添削制度の充実、外部研究資金獲得者への報奨金の支給を伴う表彰制度の創設などにより、科学研究費の新規採択と継続分を合わせた件数が100件を上回るようになっている。

○国際化の推進

- ・海外の大学等との学術・学生交流の充実に取り組み、49大学・機関と学術・学生交流協定を締結した。国際化推進室を設置し国際交流を推進する体制を強化したほか、留学助成金や短期海外研修助成金による経済的支援

制度の創設、短期プログラムの拡充などにより、留学や語学研修等の長期・短期プログラムへの参加学生数は100人を超えるようになった。留学生向けの日本語科目を増やすなど、海外からの留学生を受け入れる環境の充実も図られた。

(2) 今後の取組を期待する事項および課題となる事項

○県大ブランド力の向上

・県民に選ばれる大学となるためには、まず県民に知られた大学となる必要がある。県立大学では、広報戦略を策定し、広報推進体制の強化と教職員の広報マインドの向上を図ってきたところである。今後、学生も含めた学内で県立大学の理念を共有するとともに、地域貢献活動や研究成果などの県立大学の取組を力強く発信することや適時適切な情報提供、戦略的な入試広報などに取り組むことを期待する。

○大学間連携の強化

・県立大学は、これまでから、環びわ湖大学・地域コンソーシアムでの単位互換事業や地域課題解決支援事業、彦根3大学（滋賀大学、聖泉大学、県立大学）による「彦根・湖東学」の実施、COC+参加6大学の連携事業などに取り組んできたところである。今後、18歳人口の減少により、大学を取り巻く環境は一層厳しさを増すことが予想される。大学が集積しているメリットを活かすため、教育・研究に限らず広い分野で大学間の連携が一層強化されることを期待する。

○データに基づく大学運営等の推進

・大学を効率的に運営していくことや様々な取組を適切に評価し改善していくこと、また学生に効果的に指導していくためには、十分にデータを収集・分析し、その結果を活かしていくことが求められる。学内外のデータを収集・分析する体制を整えるとともに、その結果に基づき効率的、戦略的に大学運営が行われることを期待する。

3 項目別評価

I 大学の教育研究等の質向上

本項目の評価については、評価の方法にもあるとおり、地方独立行政法人法第79条の規定に基づき、認証評価機関の評価を踏まえて評価することとされている。このような観点から評価したところ、中期計画記載の項目32項目全てが「IV 中期計画を上回って達成している」、「III 中期計画を概ね順調に達成している」と認められ、中期計画の達成状況については、「A 達成状況が良好である」と判断される。

		IV	III	II	I	合計
法人の自己評価	項目数	7	25	—	—	32
	割合%	21.9	78.1	—	—	100.0
評価委員会評価	項目数	9	23	—	—	32
	割合%	28.1	71.9	—	—	100.0

【達成状況の基準】

- IV：「中期計画を上回って達成している」
- III：「中期計画を概ね順調に達成している」
- II：「中期計画を十分に達成できていない」
- I：「中期計画を全く達成できていない」

▽評価できる項目

○教育の質保証・向上に関する目標を達成するための措置

- (1) 「地域共生論」を1年次の必須科目とし、アクティブラーニングを採用していることにより、学生のディスカッション力やプレゼンテーション力の向上が期待される。COC+に採択されたことで地域教育が深化され、体系的なプログラムにより地域課題を解決するために必要な能力を身につけた人材を育成していることは、公益財団法人大学基準協会による認証

評価においても、長所として特記すべき事項として高い評価を得た。

- (3) 合理的なカリキュラム編成にとどまらず、カリキュラムマップ等の整備により学生が授業科目を体系的に確認できるようになり、計画的に学修する環境が整備されたことは評価できる。
- (7) 大学COC事業およびCOC+に採択されたことにより、地域教育プログラムを充実し、地域を理解し課題発見・課題解決力を備えた人材の育成を強化していることは評価できる。

○学生への支援に関する目標を達成するための措置

- (13) 健康相談室および学生相談室の体制を充実させたほか、新たに「障がい学生支援室」を設置し、様々な困難を抱える個々の学生に対応できる支援体制の構築に努めていることは評価できる。

○研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- (21) 科学研究費申請書の添削制度・体制の拡充や外部研究資金獲得者への報奨金の支給を伴う表彰制度の創設などにより、教員に占める科学研究費申請者の割合は増加傾向にあり、採択件数も100件を越す状況になっていることは評価できる。

○産学官連携の推進に関する目標を達成するための措置

- (23) 公立大学としては唯一、大学COC事業に加えてCOC+に代表校として採択され、県や県内経済団体等と連携し地域課題の解決に取り組んだほか、独立行政法人科学技術振興機構の公募事業への採択などにより産学官連携を推進したことは評価できる。

○地域社会等との連携の推進に関する目標を達成するための措置

- (26) 大学COC事業に採択されたことで、これまでから取り組んできた地域教育、地域貢献活動を発展させるとともに、自治体との連携も強化してい

る。学生の主体的かつ継続的な地域貢献活動を通じて多岐にわたる分野において地域へ貢献していることは、公益財団法人大学基準協会による認証評価においても、長所として特記すべき事項として高い評価を得たところである。

- (27) 環境省の持続的な地域創生を推進する人材育成拠点形成モデル事業に採択され、「地域イノベーション」の知見を持つ人材の育成に取り組んだこと、平成 30 年度から開講する「近江環人地域再生学座（社会人コース）」が、文部科学省の職業実践力育成プログラム（BP）の認定を受けたことは、幅広い年齢層に対する生涯学習プログラムを提供する生涯学習の拠点づくりに資するものであり、評価できる。

○国際交流の推進に関する目標を達成するための措置

- (31) 国際コミュニケーション学科の開設を契機として事務局体制を強化し、学生相互派遣協定の締結を進めたほか、経済的支援制度や短期プログラムの開発を行い、年間 100 名を超える学生が海外留学・研修等に参加したことは評価できる。

II 大学経営の改善

本項目については、中期計画記載の項目22項目全てが「IV 中期計画を上回って達成している」、「III 中期計画を概ね順調に達成している」と認められ、中期計画の達成状況については、「A 達成状況が良好である」と判断される。

度を創設するなど、法人資産の多方面での有効活用に努めたことは評価できる。

		IV	III	II	I	合計
法人の自己評価	項目数	1	21	—	—	22
	割合%	4.5	95.5	—	—	100.0
評価委員会評価	項目数	3	19	—	—	22
	割合%	13.6	86.4	—	—	100.0

▽評価できる項目

○組織運営の改善等に関する目標を達成するための措置

(38) 大学全体を挙げて男女共同参画に取り組む姿勢を明らかにするため、男女共同参画に関するキックオフ事業を開催し、「男女共同参画推進宣言」を行うなどしたことに加えて、育児休業から復職した職員への研究費加算制度の整備や大学敷地内に設置された保育園との連携など、具体的な取組が行われていることは評価できる。

○健全な財務運営に関する目標を達成するための措置

(45) 科学研究費の獲得に向けた支援制度の充実などにより、第1期に比べて約21%の増となる外部競争的資金を獲得したこと、「未来人財基金」を創設し、寄附を呼びかけるなど、自己資金の獲得に努めていることは評価できる。

(46) 低利用地の貸付により、学生の利便性の向上や地域への貢献に資する活用につなげるとともに、得た財源を元にして大学院生への給付型奨学金制